

○国土交通省告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年一月八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道414号改築工事（伊豆縦貫自動車道「天城北道路」・静岡県伊豆市佐野字日沢地内から同市月ヶ瀬字毛勝原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県伊豆市佐野字日沢及び字用ヶ洞、雲金字大峯、字山田、字畑及び字南米沢、矢熊字木戸山、字株木山、字舞台、字北ノ前、字洞ノ峯、字仲ノ沢、字皆沢、字堰上、字戊ノ畑、字仲村、字芝山、字伊東道、字船久保及び字宮ノ前、田沢字船川原並びに月ヶ瀬字内街道、字毛勝原及び字賤戸地内
- 2 使用の部分 静岡県伊豆市佐野字日沢、字用ヶ洞、字美比津、字小山口、字大久保及び字奥野、雲金字大峯、字山田、字畑及び字南米沢、矢熊字南米沢、字木戸山及び字株木山並びに月ヶ瀬字毛勝原及び字賤戸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県伊豆市大平字畑地内の大平インターチェンジから同市月ヶ瀬字毛勝原地内の天城湯ヶ島インターチェンジ（仮称）までの延長5.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道414号改築工事（伊豆縦貫自動車道「天城北道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

伊豆縦貫自動車道（以下「本路線」という。）は、静岡県沼津市を起点とし、伊豆の国市、伊豆市等を経由して、下田市に至る延長約60kmの一般国道の自動車専用道路である。

本路線が通過する伊豆市（以下「本件地域」という。）は、わさびの栽培が盛んであり、主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、本件地域を含む伊豆半島南部は、豊かな自然環境に恵まれ、温泉及び景勝地等の観光資源を有することから、多くの観光客が訪れている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として、伊豆半島の中央部を縦断し、下田市に至る一般国道414号及び西伊豆地域の沿岸部を通り下田市に至る一般国道136号があるが、本件区間に対応する一般国道414号（一般国道136号との重複区間を含む。）（以下「現道」という。）は、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間や、本路線のうち調査中の未事業化区間を当面代替する自動車専用道路である一般国道136号「修善寺道路」などと接続し、第一東海自動車道等に連絡することで、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等に寄与することが認められるとともに、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年12月に大気質及び騒音について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年3月及び平成25年9月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認

められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ小卵型等が確認されている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、周辺には同様の生息環境が広く残されることから、ニホンウナギ及びカジカ小卵型については、生息環境を橋梁で通過することなどから、影響は小さいとされているが、起業者は生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、キンラン、サクラガンピ及びクマガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より西側を通る西側のルート案及びそれらの中間を通る中央のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、支障物件が最も少ないこと、ルート上に急傾斜地崩壊危険区域がないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、伊豆市長を会長とする天城北道路及び伊豆市幹線道路網整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県伊豆市役所中伊豆支所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 静岡県伊豆市月ヶ瀬字内街道、字毛勝原及び字賤戸地内